

教育委員会分室の執務場所等の変更について

各総合支所の教育委員会分室の執務場所及び事務手続きの一部を変更します。

1. 検討の経過及び目的

「平成22年度総合支所のあり方検討会」で決定した基本方針は以下のとおりです。

「分室業務は存続し、可能な限り体制をスリム化する。併せて、中長期的に事務負担の軽減へ取り組む。」

この基本方針に基づき、平成29年度から機能的な体制を構築します。

2. 分室業務等の課題

- 総合支所各課と分室の執務場所が離れているため、地域内の情報が共有しにくい。
- 地域振興課長が分室長を併任しているため、執務場所の移動が頻繁となる。
- 支所長や副支所長等と執務場所が離れているため、決裁等の手続きが煩雑となる。
- 各学校への指示等は本課(※1以下同)が直接行っており、分室へ情報が伝わりにくい。
- 各学校への許可権限は本課にあるため、分室と学校の連携がスムーズにできない。
- 保護者等の申請手続きについて、各学校から分室へ、その後本課へ送っている。
- 分室が管理している施設の維持修繕に係る業務が、予算等の関係で速やかにできない。

※1…本課とは教育委員会事務局の業務を担当する課のことである。

3. 分室業務等の変更点

【平成29年度】

1. 平成29年4月1日から総合支所内へ移転します。

※分室を孤立させることなく、総合支所内へ設置し、部署間連携をスムーズに行い、支所地域内の諸課題の共有と業務の効率化を図ります。

※コミュニティセンター、トレーニングセンター等へは嘱託職員を配置します。

2. 学校教育関連業務は教育委員会事務局担当課へ移管します。

※遠距離等通学補助金、ヘルメット購入補助金、学校の使用許可などの学校教育事務の
手続きの流れを「各学校→分室→本課」から「各学校→本課」へ変更します。

※保護者等からの申請手続きは今まで通り各学校で受付します。

【平成30年度以降】

3. 社会体育、社会教育、団体事務、公民館業務等について、効率的な業務の見直しを行い、市民との協働のまちづくりを推進します。
4. 分室が管理している体育施設等について指定管理者制度を導入し、民間の活力を取り入れ、市民サービスの向上を図ります。